

宮城県仙台市青葉区大町一丁目 4 番 1 号

株式会社 鰐設計

代表取締役 八乙女 浩 殿

国土交通省東北地方整備局長

西村 拓

業務成績評定通知書

貴社が受注した下記の業務について、地方整備局等建築設計等委託業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して 14 日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問合せ先は、下記のとおりです。

記

1. 業務名 仙台第 3 地方合同庁舎（24）設備改修実施設計業務
2. 履行期間 令和 6 年 5 月 25 日～令和 7 年 2 月 14 日
3. 完了検査年月日 令和 7 年 2 月 21 日
4. 業務評定点及び管理技術者評定点  
別紙「建築設計等委託業務成績評定通知表」に示す
5. 送付先 〒980-8602 仙台市青葉区本町 3-3-1  
仙台合同庁舎 B 棟  
国土交通省東北地方整備局 営繕部整備課長宛
6. 書面の宛先 国土交通省東北地方整備局長宛
7. 手続等の問合せ先 〒980-8602 仙台市青葉区本町 3-3-1  
仙台合同庁舎 B 棟  
国土交通省東北地方整備局 営繕部整備課  
営繕設計審査官

TEL 022-225-2171（内線 5216）

## 建築設計等委託業務成績評定通知表

令和 7年 2月21日

発注者名 東北地方整備局 営繕部

|                                           |                          |                      |        |                     |
|-------------------------------------------|--------------------------|----------------------|--------|---------------------|
| 業務名称                                      | 仙台第3地方合同庁舎(24)設備改修実施設計業務 |                      |        |                     |
| 契約金額                                      | 当初:                      | 22,880,000円          | 最終     | 25,410,000円         |
| 履行期間                                      | 当初:                      | 令和6年5月25日～令和6年12月20日 | 最終:    | 令和6年5月25日～令和7年2月14日 |
| 完了年月日                                     | 令和 7 年 2 月 14 日          |                      |        |                     |
| 完了検査年月日                                   | 令和 7 年 2 月 21 日          |                      |        |                     |
| 契約相手方名称・所在地                               | 名称: 株式会社 鰐設計             |                      |        |                     |
|                                           | 所在地: 宮城県仙台市青葉区大町一丁目4番1号  |                      |        |                     |
| 業務評定点                                     |                          |                      |        |                     |
| ① 総合点(基礎項目注1)及び創意工夫項目注2)の評価による)           |                          |                      | ( 82 ) |                     |
| 注) 本業務については創意工夫項目を評価していないため、基礎点と同一となっている。 |                          |                      |        |                     |
| ② 基礎点(基礎項目のみの評価による)                       |                          |                      | ( 82 ) |                     |
| 管理技術者評定点                                  |                          |                      |        |                     |
| 管理技術者評定点(管理技術者に対する評価)                     |                          |                      | ( 82 ) |                     |

注1) 基礎項目とは、全ての業務に共通する基礎的な内容に関する評価項目をいう。

注2) 創意工夫項目とは、業務の履行上の創意工夫に関する評価項目をいい、「創意工夫の余地の小さい業務」については評価を行わない。

注3) 総合点には、業務履行中又は業務完了時に生じた事由による減点がある場合、それを加算している。